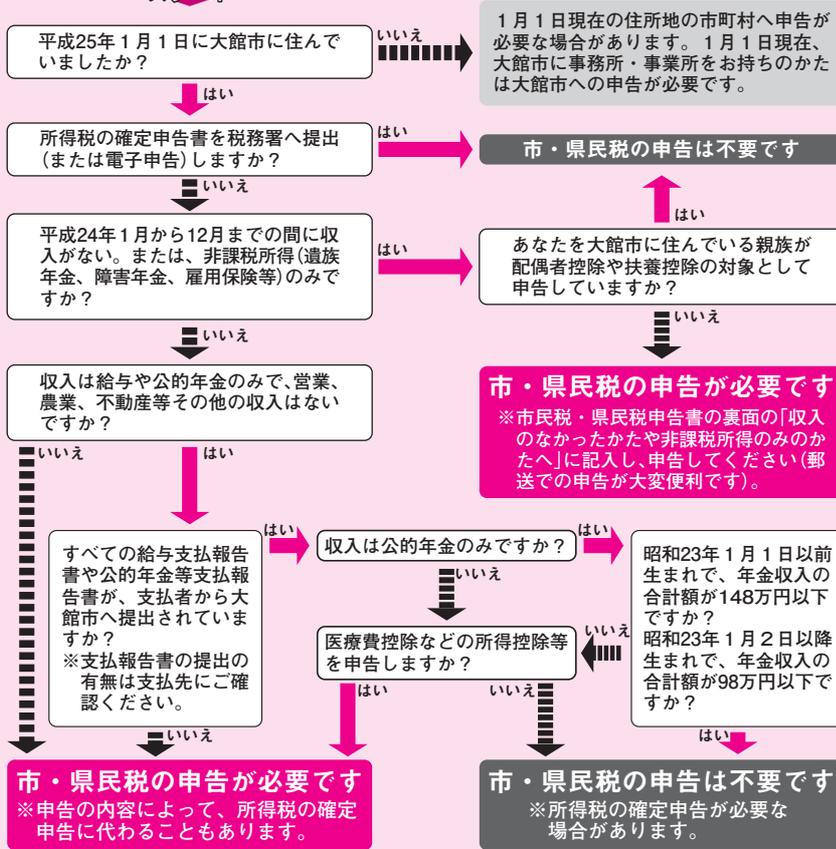


## あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。申告書が送られなくても、申告が必要なたは申告してください。

スタート



[注意] 上図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。また、地方税法等の改正により変更になることがあります。

# 市・県民税の申告相談

期間 2月5日(火)～3月15日(金)

問 税務課市民税係

〒017-8555

大館市字中城20番地

☎43-7033

### 申告会場では

- ① 受付時間内に、会場入口付近にある番号札を手前からお取りください。
- ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。掲示している「開始目安時間」までは外出できません。

### 受付時間

8時～15時  
※中央公民館は15時30分まで

### 申告開始

9時  
※開場時間前に、番号札は取れません。

## 営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

収入と経費を帳簿などに記帳し、関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。なお、農業所得の申告は、次の関係書類を持参してください。

### 収入金額が分かる書類

- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 戸別所得補償制度の交付決定通知書
- 水稲共済金や無事戻金などを受け取ったかたは、金額が分かる書類
- 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの

## 平成25年度の主な改正点

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧契約)と平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新契約)では生命保険料控除の取り扱いが異なります。

区分	支払保険料の金額	生命保険料の控除額
A	15,000円以下	支払保険料の金額
	15,001円～40,000円	支払保険料の金額 × 1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額 × 1/4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
B	12,000円以下	支払保険料の金額
	12,001円～32,000円	支払保険料の金額 × 1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料の金額 × 1/4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

※旧契約において、一般生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれ計算された控除額を合計します。

※新契約において、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のうち2つ以上がある場合は、それぞれ計算された控除額を合計し、最大7万円を上限に控除が受けられます。

### 経費が分かる書類

- 農協などの「お買い上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
  - 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
  - 農機具や農業用車両などを購入した際の契約書や領収書、修理や車検、自動車税などの領収書
  - 組合費、土地改良費の領収書
  - 固定資産税の課税明細書
  - 農業に要した水道光熱費の領収書
  - 農業共済掛金の領収書など
- ※あらかじめ各種類に分別し、それぞれの合計金額を計算してください。家事用の領収書は経費にできません。